

岩警務 第 2 号  
岩生安 第 1 号  
岩刑事 第 1 号

保存	10年
廃棄	H30.1

各 所 属 長 殿

岩 手 県 警 察 本 部 長

ストーカー事案等の相談者等に危害が及ぶおそれのある事案への的確な対応について  
(一般通達)

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等、相談者やその親族等(以下「相談者等」という。)に危害が及ぶおそれのある事案(以下「相談事案」という。)に対する的確な対応については、「警察安全相談に係る警察署長の指揮下における組織的対応に当たっての留意事項について」(平成16年4月6日付け岩県民第220号)により徹底を図っているところであるが、全国的に、警察が事前に相談を受けていたにもかかわらず、結果として重大な事件に発展した事案が依然として発生している。したがって、これら相談事案に対しては、以下の点に留意し、的確に対応されたい。

記

#### 1 相談事案への組織的対応

相談事案への組織的対応については、「警察安全相談に係る警察署長の指揮下における組織的対応に当たっての留意事項について」(平成16年4月6日付け岩県民第220号)に従い、相談者に対し、有事の際に110番通報すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、警察が相手方に対して指導・警告を行うことができることや関係する民間団体を紹介することができること等、個別の事案に応じて警察がとり得る各種措置を相談者に説明するなどして、相談者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、次のとおり、確実に組織的対応がなされるようにすること。

##### (1) 警察署長の指揮の徹底

警察安全相談業務に係る警察署長の対応については、「岩手県警察安全相談取扱要綱の制定について」(平成15年2月19日付け岩警務第11号、岩生安第17号)のとおり、警察署長の指揮の下での的確に行うことを徹底すること。

##### (2) 警察署長による相談事案の処理に対する的確な管理

警察署長は、相談事案の内容を十分把握した上で、刑罰法令に抵触するかどうかを見極め、抵触する場合には、事案の内容に応じて適切な部門で処理させること。この場合、複数の法令に違反するときなどは、必要に応じて他の部門と共同させるなど、署情に応じた適切な態勢をとるとともに、適宜の時点で処理状況の報告を求めて経過を把握しておくなど、署長指揮の下で、的確な相談事案の処理を行うこと。

##### (3) 事件化しないこととした場合における本部の関与

相談事案において、相談に係る行為が刑罰法令に抵触すると認められるものの、事件化をしない場合には、速やかに対応結果について、県民課及び本部事件主管課に報告し、本部事件主管課は、その対応が適切かどうか判断し、必要な措置がとられていない場合には、当該警察署に対して速やかに指導を行うこと。

(4) 夜間等の当直体制時や交番・駐在所における相談受理時の措置

夜間等の当直体制時や交番・駐在所において相談事案を受理し、緊急に警察署長の指揮を受ける必要があると認められる場合には、速やかに警察署担当部門を通じて警察署長に報告し、必要な指揮を受けること。また、この場合において、警察署長の指揮を受けるいとまがなく緊急の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置をとった上で、実施した措置についても速やかに報告し、必要な指揮を受けること。

なお、上記以外の場合についても、夜間等の当直体制時や交番・駐在所において受理した相談事案については、翌朝の報告時等において速やかに報告すること。

(5) 関係部門の緊密な連携

相談事案については、真に組織的で継続的な対応が必要な場合が多いほか、検挙措置等と被害者保護対策とを併行して実施する必要性が高い場合が多いことから、刑事・生活安全両部門においては、緊密な連携を図るとともに、警察署長以下の幹部が相談事案に対する情報を共有し、警察署長指揮の下で、被害者にとって最も適切な解決策が講じられるよう努めること。

2 事案に対する迅速かつ積極的な対応

(1) 相談者の真意の見極め及びこれを踏まえた積極的な対応

相談事案が刑罰法令に抵触する場合であるにもかかわらず、相談者に被害届の提出の意思がないときは、単にこれをそのまま受け入れるのではなく、捜査や検挙という手段を講じなければ起きるかも知れない危険性について理解させるとともに、あえて警察に相談を持ち込むに至った事情を十分に斟酌して、その真意を汲み取ること。警察署長は、担当部門の判断が相談者において被害届の提出の意思がないものとするときは、さらに慎重に検討を加え、相談者の真意を見極めること。特に、相談者等に危害が及ぶおそれがある場合には、被害届の提出を一方的に相談者の意思に委ね措いたままにするのではなく、相談者等に危害が及ぶ切迫性を十分考慮し、警察側からその提出を働きかけ、必要に応じ説得を試みること。

(2) 被疑者の検挙に向けた迅速な対応

刑罰法令に抵触し、相談者等に危害が及ぶおそれのある相談事案については、(1)後段のほか、検挙に向けての迅速な対応に努めること。

(3) 事件化以外の適切な措置

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、相談者等に危害が及ぶおそれがある事案については、できるだけ早期に相手方を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこと。

3 事件化、警告等を行った後の保護対策

相談事案について事件化し、又は相手方に対する警告等を行った後は、相手方の再犯性や報復のおそれの有無等を考慮し、再被害防止対象者に指定するなど、相談者等の保護対策の万全を図ること。